新型コロナウイルス感染症緊急経済対策　税制措置のポイント

新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に及ぼす影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により厳しい状況におかれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。
なお、今後の感染症の動向や経済の状況等を踏まえ、必要に応じ適切に対応する。

納税の猶予制度の特例

- 収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税について、“無担保かつ延滞税なし”で１年間納税を猶予する特例を設けます。なお、これにより、社会保険料も同様の扱いが可能となります。

欠損金の繰戻しによる還付制度の特例

- 中小企業に適用される法人税の繰戻還付制度について、いわゆる中堅企業（資本金１億円超10億円以下）も適用可能とします。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置の創設

- 厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和３年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を２分の１又はゼロとします。これによる減収額は全額国費で補填します。

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 中小事業者等が取得する生産性向上に資する償却資産に係る固定資産税の特例措置の対象に事業用家屋及び構築物を追加し、適用期限を２年延長します。これによる減収額は全額国費で補填します。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

- 中小企業がテレワーク等のために行う設備投資について、中小企業経営強化税制を拡充し、その対象に加えます。

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払い戻し請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

- 政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止・規模縮小等した事業者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とします。

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策として自動車（新車・中古車）を購入する場合に環境性能割の税率１％分が軽減される措置の適用期限を、令和２年９月30日から令和３年３月31日まで6か月延長します。これによる減収額は全額国費で補填します。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化します。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

- 新型コロナウイルス感染症の影響による耐震改修の遅延等により、特例措置の対象住宅の取得の日から6か月以内に居住の用に供することができなかった場合においても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の不動産取得税の特例措置が受けられるよう適用要件を弾力化します。

消費税の課税・免税事業者の選択に係る特例

- 収入が著しく減少した事業者が、税務署に申請し承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者・免税事業者を選択する（やめる）ことができることとします。

特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る契約書について、印紙税を非課税とします。